

【京都大学大学院地球環境学舎同窓会会則】

第1章 総則

第1条 本会は、京都大学大学院地球環境学舎同窓会と称する。

第2条 本会は、会員等の相互の親睦を図り、京都大学大学院地球環境学舎の隆盛に寄与することを目的とする。

第3条 本会の本部は、京都大学大学院地球環境学舎内に置く。

第2章 構成員

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 京都大学大学院地球環境学舎の修了生
- (2) 準会員 京都大学大学院地球環境学舎の在學生(但し、正会員は除く)
- (3) 特別会員 京都大学大学院地球環境学舎の現旧教職員(但し、正会員は除く)及び地球環境学舎と特別な関係を持つ者で、役員会が承認した者

第3章 事業

第5条 本会は、その目的遂行のため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) その他、第2条に規定する目的遂行のために必要な事業

第4章 役員および学年代表

第6条 本会は、次の役員を置き、その定員、任務、及び任期は次のとおりとする。但し再任を妨げない。

- | | | | |
|----------|-----|------------|----|
| (1) 会長 | 1名 | 会務の総理 | 1年 |
| (2) 副会長 | 若干名 | 会長の補佐 | 1年 |
| (3) 幹事 | 若干名 | 会務を担当 | 1年 |
| (4) | | (削除) | |
| (5) 監事 | 2名 | 会計事務の監査を担当 | 1年 |
| (6) 事務局長 | 1名 | 事務局の総括 | 1年 |

第7条 役員を選任は、次の方法による。

- (1) 会長候補は、正会員の中から役員会において選出する。副会長候補、幹事候補、監事候補及び事務局長は、会員の中から役員会において選出する。但し、役員会が別途定める方法により、会員は副会長、幹事、監事及び事務局長に立候補できるものとし、役員会は特段の理由がない限り原則として立候補者を候補として選出するものとする。
- (2) 役員会により選出された役員候補は、総会の承認を経て役員に就任する。

第8条 役員に欠員を生じた場合は、役員会の推挙によって一時的に会員より補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第9条 正会員は、卒業年度ごとに学年代表を原則として2名置く。

第10条 学年代表は、該当年度の正会員と役員との間の連絡業務を担う。

第5章 会議及び事務局

第11条 本会に次の会議及び事務局を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

第12条 総会を、以下の内容とする。

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。
- (2) 次に掲げる事項は、総会の承認を経なければならない。
 - <1> 次期役員を選任
 - <2> 事業報告及び決算報告
 - <3> 事業計画及び予算
 - <4> 会費変更
 - <5> その他役員会が必要と認めた本会運営に関する重要事項
- (3) 総会は、原則として年に一度、役員会で定めた日に開催される。但し、役員会が必要と認めた場合は、臨時で総会を開催することができる。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、役員会が別途定める書面又は電子メール等の方法により、出席していない会員は議決権を行使できる。
- (5) 総会の招集は開催日の10日前までに書面又は電子メール等の方法により行い、日時、場所、決議事項を告知する。
- (6) 総会の議事については議事録を作成し、書面又は電子メール等の方法により会員に周知する。

第13条 役員会を、以下の内容とする。

- (1) 役員会は、本会運営に関する審議・立案を行い、又、事業を執行する機関であり、役員をもって構成する。
- (2) 役員会は、次に掲げる事項を行う。
 - <1> 役員を選出
 - <2> 会則等の改正の審議・立案
 - <3> 事業報告及び決算報告の作成
 - <4> 事業計画及び予算の審議・立案
 - <5> 会費変更の審議・立案
 - <6> 本会則において別途定める事項、及びその他本会運営に関する重要事項の審議・立案又は決定
- (3) 役員会は、年に一度以上、会長又は過半数の役員が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は役員過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
- (5) 役員会の議事については議事録を作成し、役員会で開示が必要と認めた場合、又は会員から要求があった場合は、これを開示しなければならない。

第13条の2 事務局を、以下の内容とする。

- (1) 事務局は、本会の事務を処理する機関であり、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- (2) 事務局員は、事務局長が原則として会員より選任する。

(3) 事務局は、次に掲げる事項を行なう。

<1> 会計

<2> 名簿及び会報等の送付

<3> その他事務局長が必要と認めた事務

第6章 会計

第14条 本会の運営に要する経費は、会員の納付する会費その他の収入をもって充てる。

第15条 本会の会費は役員会で審議・立案し、総会において承認される。

第16条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月末日に終わる。

第17条 事務局長は、会計内容を毎年度末に役員会に報告する。

第7章 その他

第18条 会員は、役員会が別途定める書面又は電子メール等の方法により役員会にその旨を通知することで、本会から退会することができる。

第19条 本会の名誉を著しく傷つける等の行為を行った会員は、役員会の審議及び総会の承認を経て除名することができる。

附則

この会則は、平成16年3月23日より施行する。

この会則は、平成17年3月5日より施行する。

この会則は、平成17年9月23日より施行する。